

鳩山町訪問型サービス(A2)サービスコード表

令和7年4月1日～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目						合成 単位数	算定単位
種類	項目									
A2	1111	訪問型独自サービス11	(1)1週に1回程度の場合						1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	1176単位 日割の場合						÷ 30.4日 39単位 39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12	(2)1週に2回程度の場合						2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	2349単位 日割の場合						÷ 30.4日 77単位 77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	(2)1週に2回を超える程度の場合						3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	3727単位 日割の場合						÷ 30.4日 123単位 123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12単位減算		-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合		÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合		23単位減算		-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合		÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合		37単位減算		-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合		÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算		-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算		-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23					(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算		-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算		-2	
A2	D211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12単位減算		-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合		÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合		23単位減算		-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合		÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合		37単位減算		-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合		÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算		-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算		-2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23					(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算		-2	
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算		-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10%減算						1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15%減算						
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 12%減算						
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算						所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割							所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算						所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割							所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算						所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割							所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算						200単位加算 200単位加算	200 1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算						(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ							(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算						50単位加算	50 1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 245/1000加算			1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 224/1000加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 182/1000加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) (二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) (三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) (六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) (七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) (八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) (九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) (十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) (十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) (十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			所定単位数の208/1000 加算					
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			所定単位数の200/1000 加算					
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			所定単位数の187/1000 加算					
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			所定単位数の184/1000 加算					
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			所定単位数の163/1000 加算					
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			所定単位数の163/1000 加算					
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			所定単位数の158/1000 加算					
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			所定単位数の142/1000 加算					
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			所定単位数の139/1000 加算					
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			所定単位数の121/1000 加算					
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			所定単位数の118/1000 加算					
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			所定単位数の100/1000 加算					
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			所定単位数の76/1000 加算					

【色分けルール】水色→新設、黄色・赤字→変更

	新設
	変更
	廃止